

平成24年

第3回市議会定例会 議案第9号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月4日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第60条の15第8号中「180,000円」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 函館市建築審査会の同意を得て市長が定める基準に該当する場合 80,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 180,000円

第60条の15第9号中「第48条第13項ただし書」を「第48条第14項ただし書」に改め、同条第31号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同条第32号中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に改め、同条第33号中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第60条の15第8号の改正規定は、平成24年11月1日から施行する。

(提案理由)

用途地域内において制限されている建築等を許可を受けてしようとする場合の申請手数料について、当該建築等が函館市建築審査会の同意を得て市長が定める基準に該当する場合に徴収する額を定めることとし、および規定を整備するため